

那賀町「ラーケーション」実施要項

1 ラーケーションとは

児童生徒が、平日に保護者等の休暇に合わせて、校外（家庭や地域）で体験的な活動や探究的な活動を考え、企画し、活動することができる機会を確保する制度である。

2 目的

- (1) 地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことにより、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力を身に付ける。
- (2) 自己の在り方や生き方を考えるために、家族とゆっくりと話をする時間を設けることにより、思いや悩み、不安について家族と一緒に考え、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会とする。

3 内容

校外（家庭や地域）で体験的な活動や探究的な活動を考え、企画し、活動するために、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席としない日を設定する。

4 取得可能日・日数等

年度内3日以内（毎年4月1日～翌3月31日の間）とする。ただし、学校が設定する「ラーケーションを設定できない日」は除く。

※連続しての取得も可能だが、次年度に繰越しはできないものとする。

5 対象

那賀町立小・中学校に在籍する児童生徒

6 実施時期

令和7年9月1日（月）より実施

7 申請方法

ラーケーションの日 届出書

取得日の原則1ヶ月前までに「ラーケーションカード」（別紙1）に必要事項を記入し学校に提出する。「ラーケーションカード」は町のホームページからダウンロードするか、または事前に担任に申し出て配布を受ける。

保護者等又は生徒からの学校への報告書等の提出は、原則不要とする。

8 その他

- (1) 定期テストや学校行事がある日は「ラーケーションの日」を原則取得できない。
取得できない日について確認したい場合は学校に問い合わせする。
- (2) 学校は、ラーケーションカードが提出された後、児童生徒の安全管理のため保護者へ電話等により申請内容の確認をする。
- (3) 学校は、出席簿、指導要録及び調査書における取扱いは「出席停止・忌引等」とする。
- (4) 学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- (5) ラーケーションの日における給食費は、申請日時点で給食停止が可能であれば発生しない。
- (6) 過去の活動に関してラーケーションの日を遡って適用することは認めない。